

(別紙)

様式第1号(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	第2期美幌町自治推進委員会（第4回）
開 催 日 時	平成26年7月2日（水） 18時30分 開会 19時25分 閉会
開 催 場 所	しゃきっとプラザ 会議室2
出 席 者 氏 名	委員 旭委員、稲垣委員、井上委員、大野委員、齋藤委員、清野委員、 早田委員、疋田委員、平田委員、村口委員 町 平井総務部長、露口まちづくり主幹
欠 席 者 氏 名	
事務局職員職氏名	遠藤政策担当主査、小澤政策担当
議 題	1 美幌町自治基本条例の見直しについて 2 その他
会議の公開又は 非公開の別	公開
非 公 開 の 理 由 (会議を非公開とした場合)	
傍 聴 人 の 数 (会議を公開した場合)	1名（報道）
会議資料の名称	【資料1】 ・条例見直し（確認）に係る検討内容について 【資料2】 ・『びほろ』みらいまちづくり会議に参加しませんか？ ・第6期美幌町総合計画策定組織系統図
会議録の作成方針	☒ 録音テープを使用した全部記録
	☐ 録音テープを使用した要点記録
	☐ 要点記録
その他の必要事項	

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
会長	開会 会長挨拶 皆さん、こんばんは。お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。第4回目の自治推進委員会でございます。 いろいろなところからお話を伺っていますが、美幌の自治基本条例は約50条とボリュームもありますし、制度が良い自治基本条例と聞いております。第2期目ということで、この自治基本条例が益々制度を成して、また、美幌の町民の皆さんに広く浸透していくように、皆さんの慎重審議なご意見をいただきたいと思います。個人的なお話しで申し訳ないですが、今日19時45分前後に撮影がございまして、19時30分には仕事の方に行かせていただきます。その後については、副会長に仕切っていただきますので、よろしくお願いいたします。挨拶を終わります。今日はよろしくお願いいたします。 それでは議題に入ってよろしいでしょうか。
事務局（説明）	議題1 条例の見直し（確認）に係る検討内容について 議題に入る前に一つよろしいでしょうか。前回の第3回目の自治推進委員会の中で、質疑応答の際に回答の一部に誤りがありましたので、訂正させていただきたいと思います。副会長より「10名の委員のうち、何名欠けたら、会議が成立しないのか」という問いに対しまして、私の方で「成立、不成立は設けていません」と、お答えしていましたが、正しくは「委員の過半数が出席しなければ成立しません」が回答になりますのでよろしくお願いいたします。また、回答内容の詳細について、簡単にご説明させていただきます。平成25年4月に美幌町附属機関に関する条例というものが、施行されております。この附属機関の中には、自治推進委員会も入っております。条例の第8条第3項に「附属機関は委員（議事に関係のある臨時委員を含む。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。」ということでもあります。つまり、10名の委員なので、最低でも5名の委員の皆さんに出席をいただかなければ、成立しないということになります。前回の回答に対して、訂正してお詫び申し上げます。大変失礼いたしました。 それでは、私の方から議案に沿って、ご説明いたします。 【資料1】に基づいて説明。
会長（司会）	ありがとうございました。 今ご説明がありましたように、平成23年度以降、その決議を議会に受けるのは自治体の独自判断に委ねるということでしたが、美幌町は今まで議会の議決を経て総合計画を発表しています。その部分がちょっと曖昧なことを恐れまして、改正案第2項の「基本構想の策定に当たっては、議会の議決を経るものします。」という一文を加えたということでございます。これに関しまして、何かご意見ご質問等ございませんでしょうか。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
委員 （以下、質疑等）	基本構想、基本計画と２つ書いてあるが、総合計画を議会に諮るのではないのか。
事務局	総合計画というのは、基本構想と基本計画、実施計画を総称したものを言いまして、自治法では基本構想の部分を議会の議決を経てからつくりなさいというのがあったのですが、それは取っ払って、自治体の独自の判断で決めなさいということになったので、ちょっと紛らわしい表現ですけど、総称して総合計画という言い方をしていまして、中身的には基本構想があって、基本計画、実施計画の３本柱となります。
委員	基本構想だけを議会にかけて、基本・実施計画はかけなくていいということなのか。
事務局	そうです。
副会長	本来、全部かける方が理解しやすいでしょうけど。基本構想だけでいいんですね。
事務局	はい。
会長	もう一度確認ですけど、総合計画の中には、基本構想、基本計画、実施計画の３つの柱があるということですね。そのうち、基本構想の部分を議会に諮る。
まちづくり主幹	補足いたしますが、基本構想の部分は答申的な部分、いわゆるですね。
事務局	配布しています資料を見ていただければ、構図が載っております。
まちづくり主幹	目指すまちの姿ということで基本構想、その下に取り組む具体的な内容ということで基本計画、その下に実施計画ということで、細かな部分。今言っています基本構想はまちの政策的な部分を示すものです。今回この条例として、議会の議決を経るのは一番上の部分になります。
事務局	当然一番下の事務事業になりますと、個々の事業になりますので、毎回議会に提案しています。 大きな部分だけ議会の議決を経て、小さい部分は当然３月の定例会で全ての事業があがります。
会長（司会）	よろしいでしょうか。それでは、次のページの説明をお願いします。
事務局（説明）	【資料１】に基づいて説明。
会長（司会）	今の説明に対して、ご意見ご質問ありますでしょうか。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
委員	一期目の委員からの提言だと思いますが、私もふるさとまつりに出店しているものですから、その中でだと思うのですが、この3年間出店者が減っているのですよね。出店者が減りましても、色んなお金関係かかりますよね。それで、テントの金額も上がっているのです。去年も5千いくらか上がりました。これもわかるのですが、この中で去年もボランティアさんかNPOさんが出店していて、その方が手を挙げまして、人がいないものですからね、網走の元教員の方をお手伝いに。暴力団でもないですしということでしたが、それを受け入れてしまったら、全部を認めてしまうことになるという話し合いがありました。また、反省会というものがありまして、これもいつも会議の中で言うのですが、1店や2店出してほしいということを言いましたら、「そういう話しを聞いたら、キリがない」と実行委員会から言われています。一切、私どもの話しを聞いてくれません。
会長	町外者のということ？
委員	色んな方々ですね。例えば、北見や紋別に住んでいる方が、美幌で働いている方いらっしゃるんですよね。美幌の事業所のハンコがあればいいですよねという案を出そうと思うのですが、受け入れてくれる場所がありません。これをこの場で話していいのかわかりませんけども。
副会長	それは出店者会議で話すことはできるの？
委員	出しても、結局その時に「その話しは来年ですね」と言われる。
委員	実行委員会からの報告しかないですよね。
委員	1年後にはその話しは無くなっている。
委員	また改めて手を挙げて言っても同じことを言われる。私も出していましたが。
会長	どういうお願いを？
委員	今、他の方が言ったことと同じで、出店者の意見を言える立場がどこにもない。お店をやっている方がたくさん出店していますよね。個人的に出す人と、金額もほとんど変わらないでテント代も全然安くないですし、去年あたり私出さなかったですよね、その前の年あたりから名札をつけたり、年齢を書かされたり、写真もつけるようなことを言われましたけど、写真はやめましたよね。
委員	あくまでも決定事項ですから、守らなきゃならない。たまたま聞きましたら、ある企業のところの人が風邪をひいてしまって、網走から応援しに来てもらって、どこかから告発がありまして、そこは1日で撤退しました。正直言って、決まりを守らなかったからと言えますけど、それはさておき、聞く耳を持ってほしい。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
委員 （前項に引き続き）	ここで話すことではないかもしれませんが。前委員さんもそういうことを思って、このような提言になったと思います。昨日、たまたまお話しする機会がありまして、資料を見せましたら、「やっぱり駄目か」という話しはしていましたけども。
会長	これを見る限り、基本的に認めないが、暴力追放推進協議会が推薦を得たものは出せるのですよね。
委員	それはあくまで店ですね。個人ではないですよ。
副会長	玩具とかね。
委員	美幌でやるところがないから、頼んでみたりして。
まちづくり主幹	その部分では4店舗ぐらい。北見市の玩具屋さんが2店、あと、おやき屋さん等。以前でいけば、瀬戸物屋さん。当初スタートした頃には、食べ物関係のお店がサークル等から出店されず、出店されていないジャンルのお店も必要だろうということで、北見市の方からリストアップし、なおかつ地区の暴力追放推進協議会の方に確認、推薦を受けた人で当初スタートした経過があり、その方々が残っているということを聞いております。新たな町外の出店者の方を依頼するのは最近ないはずです。 おまつり手作り出店実行委員会の方も私が関わっている部分ですから、話しを聞いたり等、内部の会議を開きまして、結論としまして、こういうかたちで、ちょっとした気の緩みもなく、22年間に渡って、1人も暴力事件等なく、やってこれたのはルールを守ってきたからです。やはり、ここで言うおまつりの出店の町民というのは自治基本条例の広い意味での参画、まちづくりに係わっていただく上での町民という扱いと、手作り出店でいう町民という部分はニュアンスが違っていて、そういった趣旨の色々話しを聞いてわかっているが、結論的に実行委員会の中では、今まで通り、町内の方でのみということ聞いております。あくまで、簡単に駄目だよということではなく、様々な議論を重ねた中での結論になったと聞いております。
委員	ただ確か議会でもこれを言っていましたよね。
まちづくり主幹	去年の9月でしたかね。
委員	町長の答えが「反省会も10数回やっていますよ」という答弁だったんですよ。実行委員会さん宅なんですね。色んな団体さんいますよね。防犯委員会さんなり。そういうところのお宅だと思います。私ども出店者側は全然。でも、町長はやっていますよと言っていますから。中には、出店者も入っていると思いますよね。
会長	てっきり入っているかと思っていました。
副会長	出店者は入っていないのか。

お 発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
委員	実行委員長さんが「入れたら、キリがないから」と、もう完全に遮断ということ。私も別にこの案が駄目だとは言っていない。もう少し、出店者側の話しも聞いてほしい。反省会とかもありますよね。ただ、実行委員会だけです。キリがないというのもわかりますけど、そしたら、せめて要望書でも書いてくださいと出してくれれば、まだわかりますけども、それも一切ない。7月中ぐらいに1回実行委員会がありまして、「何かありませんか、ありましたらその場で検討できませんので後ほどしますから」と言って、1年後も「どうしますか」と言っている。
まちづくり主幹	今年の9月に実際行うおまつりにしても、今週金曜日の4日から受付を開始すると広報にもお知らせしています。その前段で6月の段階で今年のスタートする実行委員会、また、町外者の部分についても、確認し、最終的には同じ条件・要件で募集を開始するということになっておりますので、中身的には去年と同じかたちで取り組みます。
委員	バイトも駄目なんですよ。役場は東京農大の学生を使っていますが、それはいいのですか。
まちづくり主幹	いわゆる店として構える従業員ではないので、あくまでも実行委員会、主催する側のスタッフということになりますので。これが出店としてやる方とは違います。
会長	警備や、駐車場とかですか。
まちづくり主幹	はい、そうです。
委員	ちょっといいですか。物事分けて考えていかなきゃならないと思う。実行委員会の手伝いのメンバーは町外者がいいとか、ごちゃごちゃなってきた、暴力追放推進協議会がやっていることは、暴力団を追放する主旨で始まったこと。町内在住者でなきゃ、駄目だよ。けども、自治基本条例ができて、町民というのは美幌町に住んでいなくても、働いている人であれば、町民となることから条例に触れることになるということ。まちの委託を受けて、やっている事業ではないから、暴力追放推進協議会が暴力団を追放しようということで1から立ち上げてやっていることだから、町長の考えがどうだとか、議会の考えがどうだとか、主旨と違っている。ちょっと話しが違うかもしれませんが、北見神社あたりは、神社が全部統括しているのです。ですから、美幌町の方々も出店できるのです。場所によって、A地区、B地区等と全部出店料が違うのです。そういうふうに行っているところもありますし、大きい話しになると、富山県の八尾というところがありますよね。3日3晩踊り明かす。場所によって、全部出店料が違う。だから、美幌は美幌で出店に係わることは、完全に暴力追放推進協議会が。出店者会議を開いてやっていることはいいことかわかりませんよ。けど、我々が決めたこういうことで募集しますからどうですかと、出店者を希望しているかと思います。また、お金の関係もありますから、赤字出しても町の補助金だけでは間に合わないから、出店料を上げざるをえないです。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
委員	この間の説明では、出店者が減ったからと言っていましたよね。出店料を上げたのは。
委員	勿論、収入が減れば、上げざるを得ない。今まで100人で賄っていたものが、80人になったら、残る20人分を80人にかけるという単純な計算じゃないかなと思いますけど。
委員	だから、上げちゃ駄目だとは言いませんけども、実行委員会さんの方もそれなりの努力をしていただかないと。ないから上げますと言うのはね。
委員	どうゆうことか僕らは携わっていないからわからないけど、それと今回の自治基本条例を入れ替えるとか、美幌町民の定義と実行委員会の定義がずれているから、合わせたらどうだとか、出店者の意見がどうだとかこうだとかとは全然変わってきちゃうから。やっぱり、主催者の計画に基づいてやるのだから、多かろうと少なかろうと、まして、実行委員会全体の収支決算も出店者に出してくれていないと、去年聞いた意見で言う人もいたから。だから、出店者全体話し合って、今年は50件しか出店しなく、100万円ほど赤字になるから、その金額を50件で穴埋めしなきゃならないから、均等割りにしたら、このぐらいになりますよと、そういうふう合意の上でやれば、不平不満も出てこない。年数が経つのにしたがつて、こういうかたちで出てきてもいるし。聴くところによれば、最初はお金儲けではなく、奉仕だったという。何年か前にも、本人からきちっと聞いたわけではないですけど、その時の警察署長か自衛隊が、そういう主旨で儲けるとは、おかしいのではないかと発言をしたとか。それでどこかの団体が出なくなってしまったという、ときには、そういう人もいるだろうし。
会長	すいません、ちょっと整理します。この部分は検討させていただきますけども。
事務局	こういう提言があったからといって、自治基本条例の町民の定義を変えるつもりはないということです。
会長	町内で働く人、通勤の方や学生さんとか美幌のために、色んな意見や可能性を見出すために、町民という括りにしてはいるのだけでも、ふるさとまつりに関しては、あくまでも暴力追放推進協議会の下で20年やってきたことは、崩さないという結論でいいのだろうか。
委員	ふるさとまつり実行委員会の方で、20何年前はこういう条例ができていなかったですから。そして、その後条例ができたわけですから、検討して、町民という解釈を広めますよという気持ちでやっていただけるのか。いや、そうではなく、あくまでこれは我々の実行委員会の定義の中でやることだから、どんな条例ができようと「関係ないよ」と言われたら、それっきりだろうしね。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
会長	20年経ちましたし、自治基本条例もできたので、もう一度、皆さんと相談してくださいということと、また20年後規律を活かして、少しずつでも網走市や北見市、津別町でも来てくれればいいけど。
委員	条例とは全く関係ないことなのですが、去年もたまたま出席した会合で、このような話しが出ました。警察署も管轄が同じ津別町と美幌町は大体文化、経済交流があるわけだから、また、まつりの日にちも違いますし、津別町に出店する人の希望をとって、美幌に来てもらったら、また、津別町は補助金等何かが違うみたいですね。だけど、そう簡単には来れない。美幌町に来たら、負担が大きくなるので。
会長	テント等は津別町から借りているんですもんね。
委員	条例を基本にやれば、出店者が増える増えないじゃなくて、その店でバイトに使う人の使える幅が広まってくるんだよね。
委員	そこなんです。こういう決まりですから、人がいないと。正直言って、夜だったら、皆さん手伝えますけど、結局日中誰もいなかったら、困りますから。勿論、北見市や網走市から出店できれば、一番いいかもしれませんけど。じゃなくて、出店者側が一番困っているのはお手伝いさんなんです。
委員	極端なことを言えば、自衛隊の隊員だって、美幌駐屯地勤務の方でも、北見市から来ている隊員もいるわけですから、向こうに住民票を置いて。だから、固く言えば、そういう人も働けなくなるわけでしょ。きちんと、身分が証明されている人がいればいいけど、例えば、北見工業大学の学生や網走農大の学生、看護大学の学生であれば、多少は暴力団員の子息もいるかもしれませんが、そういう人は使ってもいいよという判断は、我々が言えるわけではないです。やっぱり、ふるさとまつり実行委員会で考えて条例にある程度準じた町民という定義でやってくれば、出店者も人の使い方も変わってくるでしょう。
委員	役場の方に道庁から派遣職員が来ますよね。何年か前に、その話しになったんですよ。あとで調べたら、住民票を移していたのですね。実行委員会の人、そういうことわからないじゃないですか。そうしたら、それは駄目ですと言われたのですね。 役場で働いていても、北見市とか網走市に住民票があったら、駄目なんですよ。
委員	ただそこまで言い始めたら、まつりをやる主旨が、やっぱり変わってきちゃうだろうね。お互い、そういうふうにならないようにやってくれることが一番いいことだろうし。
委員	そういうことを含めて、登録制にしたのです。3年くらい前からかな。名前を必ず登録して、ネームを付ける。ネームを付けていない人には、注意をして、ネームを付けるようにはしたんだけどね。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
委員 （前項に引き続き）	先ほど、他の委員さんが言ったように、5人が必要だったら、5人登録して、1人風邪ひいたら、4人になるでしょ。そういう時は、7人、8人と登録しておいた方がいい。誰かが病気になった時には、すぐ手伝いができる。そういうかたちで登録制にしてあるから、町外の人駄目って言うけども、中にはいるんじゃないかな。ただ警察で問題ないということになれば、別けども。
委員	去年、出店者のご子息が手伝いをして、町外に住んでいるから、駄目ですよと断られた人もいますから。例えば、僕が出店をして、親は地元だけど、子どもは札幌市にいて、職業等がわかっていても、売り子や何かは駄目ですよ。そこまで、きちっとやっているみたいですから。
会長	焼き物は駄目なんですか。
委員	全部駄目なんです。店を手伝うっていうのが、駄目なの。登録をしていなきゃ。だから、登録して名前を付けていけば、とりあえずいいんです。
委員	厳しいことは厳しいですが、最初から始まってきていることでしょうから。それだけ、苦労してやられてきていることでしょうから。
副会長	その結果、20数年、事故もなく安全に行われてきている。
会長	結論というわけではございませんけど、先ほどありましたように、自治基本条例の部分をお聞きいただきまして、ふるさとまつりの実行委員会の方でもう一度ご検討願うということによろしいでしょうか。
まちづくり主幹	これは検討した結果です。今年に向けて、どうなのかと再度確認し、結論としております。
会長	もう一度検討するのであれば、来年度の事業にフィードバックできるかどうかということですね。
まちづくり主幹	そうですね。今年については、規則的にも変えないということとしていますので。
委員	おまつりは別として、他にこのようなものがあると、なかったですか。今はおまつりの実行委員会のことでしたが、何かあったのかなど。
事務局	提言があつてから、調べているかと思います。話しがないということはないですね。
会長（司会）	何かご意見あるでしょうか。 よろしいでしょうか。それでは、次の議題に移ります。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
事務局（説明）	議題2 その他
	【資料2】に基づいて説明。
会長	総合計画審議会に1名、『びほろ』みらいまちづくり会議に1名を自治推進委員会から選出するという事でよろしいでしょうか。
事務局	はい。
会長	それでは、お願いするかたちになりますが、総合計画審議会の方には、稲垣淳一さんをお願いしたいと思います。そして、『びほろ』みらいまちづくり会議については、若い方をお願いしたいと思います。やってみたいという方はいらっしゃいますでしょうか。
委員	疋田さんを推薦します。
委員	そうですね。お若いですし。
事務局	若いという表現より、発想豊かなということです。 ただ月1、また終盤になってくると月2の会議頻度になっていきます。自治推進委員会もそのぐらいのペースで行っていますけど。かなりハードです。
まちづくり主幹	予定としては、第2・第4の水曜日のときに『びほろ』みらいまちづくり会議を開催したいと聴いております。
副会長	この人たちが合同となって？
事務局	そうですね。部会ごとに分かれまして。
まちづくり主幹	会議は1年程続きます。
副会長	昔、やったことがある。
事務局	まちの最上位計画になりますので、それなりの重みはあるかと思います。
会長	それでは、お願いというかたちになりますが、もしよろしければ、齋藤委員に、ちょっとハードな仕事になりますが。
委員	毎月、札幌市の出張がありまして、他の団体に所属している関係で、ちょっと難しいです。
会長	いかがでしょう。
委員	まず、こちらの方で勉強させていただければと思いますので。申し訳ありません。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
会長	どういたしましょうか。
事務局	次回集まるというのは、7月17日までには第5回目は予定しておりませんので、できればこの場で決めていただければと。申し訳ありませんが。
副会長	会長がもう一つ担当しているところで、代理が出るということにはならないの。かぶっちゃ駄目なんだよね。
事務局	はい。
会長	最初にご推薦を受けた疋田さん、どうでしょうか。
委員	夜ですよ。
事務局	はい。基本的に18時半から20時までですね。
委員	昼だったら困るけど、夜でしたら。
一同	よろしくお願いいたします。
副会長	逆に自治推進委員会と違って、曜日が決まっているからね。長丁場ですが、一緒に頑張りましょう。
会長	女性は男性とは違った感覚での物事の考え方であったり、是非、個性を活かしてください。それが美幌町のためになるかと思います。
委員	美幌町も30%まで女性と言っていたのに、27%でいきましたけど、落ちましたよね。
副会長	ここはギリギリ30%だね。
事務局	女性を選出したということで、自治推進委員会で稼ぎましたね。
会長	それでは確認させていただきます。総合計画審議会に稲垣淳一さん、『びほろ』みらいまちづくり会議に疋田委員が出ていただくということで、大変かと思いますが、頑張ってくださいと思います。よろしくお願いいたします。
副会長	総合計画審議会はいつ頃からですか。
事務局	しばらくあとですね。『びほろ』みらいまちづくり会議で話し合ってからということで。
副会長	年内あっても1回くらいだね。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
事務局	回数等詳しくは聴いておりません。申し訳ございません。
副会長	わかりました。
会長（司会）	その他、事務局からありますか。
事務局	ありません。
会長（司会）	その他、皆さんの方から、何かありますか。 なければ、貴重なお時間でございますので。ちょうど１９時２２分でございます。
副会長	次の会議は９月に入ってから？
事務局	そうですね。一応、こちらで条例の見直しは決着がついたということにさせていただいて、次は本来的な部分、参加と協働等を進めていきたいと思いをします。
会長（司会）	それでは、副会長に一言いただきまして、締めていただきたいと思います。
副会長	お疲れ様でした。見直しと言っても、我々もどこをどうだとか理解していない部分が多々あるのですが、本当にこれから活きた自治基本条例にするために、ここでのきっちりとした打合せが大事なんだろうな。そして、我々の認識ですよ。そこが問われるのだろうなと日々思っております。今日は、全員出席でありがとうございます。また、次回もこの場でお会いすることを楽しみにしておりますので、よろしく願いいたします。今日はありがとうございました。
一同	ありがとうございました。